

警備装備品管理要綱の制定について（例規）

〔最終改正 令和4.3.1 例規装・会第5号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

警備装備品の管理を適正にするため、警察装備品の指定、管理責任者等の指定、保管要領、点検及び手入れなどについて、必要な事項を定めたもので、昭和51年1月1日から実施しています。